

閱覽用

平成28年 第8回

神崎市農業委員会総会議事録

平成28年8月4日

神崎市農業委員会

平成28年第8回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年8月4日(木) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	邦田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	欠
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

8番 福田 省二 委員 9番 邦田 良正 委員

日程第 2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信 係長 山口 秀利

日程第 3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	11件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	4件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	桑原健太郎

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、おはようございます。

本日は、お盆も近づき大変お忙しい中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。また、7月20日に開催されました農業委員、農地最適化推進委員の研修会並びに農地パトロール説明会、大変お疲れ様でございました。

着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成28年第8回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長（会長あいさつ）

私、神埼の南部でございますけど、夕立も一回もきません。暦を見ていたら 19 日間全然雨が降っていないわけでございます。また、天気予報もまったく傘マークもないということで、どうか暑さ対策をしながら、農地パトロールそして農作業に励んでいただきたいと思います。それでは、只今から、平成28年第8回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

宜しく申し上げます。

事務局長

本日の出席委員は12名でございます。

11番「福田」委員より欠席届が提出されています。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は8番「福田」委員と9番「邦田」委員の2名を指名いたします。

宜しくお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	11件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	4件

以上、3議案16件、報告第1号の4件でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから議席番号と氏名を言って、マイクを通してから発言されるようお願いいたします。

(農地法第5条 受付番号1番、申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番申請地の所在は、千代田町〇〇字〇〇番の〇〇の田1, 174㎡

転用の目的は農業協同組合による宅地分譲で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人については、記載のとおりです。

施設の用途は、分譲地など合計 実測の1, 174.96㎡です。

総事業費は土地代、整地費の〇〇円で、資金調達は全額自己資金です。転用着工は平成28年10月20日、工事完了は平成29年1月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日

農地区分は住宅地や事業の用に供する施設又は公共施設などが連たんしている区域に近接し、その規模が概ね10ha未満の区域内にある農地で第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図、計画図などを4ページと5ページに添付しています。

申請に必要な書類としまして用地選定理由書、土地利用計画図と建設費見積書と資金関係証明書、佐賀東部土地改良区や神崎市土地改良区及び神崎市建設課等との協議書類、神崎市教育委員会への埋蔵文化財に係る手続き、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書などが全て提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出

されていて特に問題はないと思われます。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について

地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員のご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の「〇〇」です。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区でございます。

申請内容については、只今、事務局の説明のとおりでございます。私も地区の推進委員とともに現地を確認いたしました。また、地区の区長さん、生産組合長さんともお会いして事務局の説明のとおり、特に問題ないということでございます。

今回の転用は、場所的にも非常に住宅が入り込んでおりまして、ほとんどその部分だけが只今残っている状態でございます。今の田んぼは、最終的には末端でありまして、今回の場所にはドレーンコックが付いておりまして、これについては、収穫が終わった最後に話し合い、そのドレーンはどうするか決定することになっております。

特に推進委員さん、区長さん、生産組合長さんも問題ないということですので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようでございますので、異議なしと認め質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定をいたします。

(農地法第5条 受付番号2番、申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番の〇〇の他で、合計 田
2筆の1, 427㎡

転用の目的は事業者による太陽光発電施設の設置で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人については、記載のとおりです。施設の用途は、太陽光発電設備など合計1, 427㎡です。

総事業費は土地代、整地費、建設費などの〇〇千円で、資金調達は全額自己資金です。

転用着工は平成28年9月15日、工事完了は平成28年12月1日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団

の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図、計画図などを6ページと7ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と建設費見積書と資金関係証明書、佐賀東部土地改良区や神崎市土地改良区及び神崎市建設課等との協議書類、神崎市教育委員会への埋蔵文化財に係る手続き、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書などが全て提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われます。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号2番について

地区担当委員〇〇番「〇〇」委員のご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の「〇〇」です。

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、只今、事務局説明のとおりです。私も地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請者関係者とともに確認しました。

今回の転用は隣接農地がなく、周辺農地への影響を及ぼすことが無い場所に計画されたと思いますので、特に支障は無いと考えています。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号 2 番 申請者退室)

議 長

では、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。

本案につきましては、許可相当とし、県へ進達することに決定をいたします。

(受付番号 3 番 申請者入室)

議 長

次に、受付番号3番についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

【議案第1号、受付番号 3 番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号 3 番申請地の所在は神埼町〇〇 字〇〇番の〇〇の田 1, 5 4 8 m²

転用の目的は賃貸用共同住宅で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人については記載のとおりです。

施設の用途は賃貸用共同住宅、駐車場などの合計 1, 5 4 8 m²です。

総事業費は土地代、整地費、建設費など〇〇千円で、資金調達は全額借入金です。転用着工は平成28年9月10日、工事完了は平成29年2月28日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日

農地区分は住宅地や事業の用に供する施設又は公共施設などが連たんしている区域に近接し、その規模が概ね10ha未満の区域内にある農地で第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図、計画図などを8ページと9ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と建設費見積書と資金関係証明書、佐賀東部土地改良区や神崎市土地改良区及び神崎市建設課等との協議書類、神崎市教育委員会への埋蔵文化財に係る手続き、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書などが全て提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書と隣接農地関係者の承諾書も提出されていて特に問題はないと思われま

す。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号3番の土地の所在は、神埼町本堀でございます。

したがいまして私、〇〇番の「〇〇」が意見を述べさせていただきます。

議 長(1番 森 委員)

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

申請内容については、事務局の説明のとおりでございます。私も地区担当の推進委員とともに現地の状況、転用の内容を関係者と確認しましたが、今回の転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いというふうに判断をいたします。特に支障は無いと考えておりますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、質疑に入ります。

受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

はい、〇〇番「〇〇」委員

〇〇番〇〇委員

〇〇番の「〇〇」です。

転用の目的のところに国道385号線と書いてあるんですが、ここには国道は通っていないと思いましたので質問します。

議 長

事務局どうぞ。

事務局

既に385号線は吉野ヶ里バイパスのようになっておりますが、神埼市内にも国道385号線は通っております。

議 長

「〇〇」委員よろしいですか。

〇〇番〇〇委員

はい、わかりました。

議 長

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号3番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定をいたします。

(農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の3ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番、申請地所在は神埼町〇〇 田2筆、畑2筆で面積は1,622㎡です。

移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

売買価格は10a当たり〇〇万円取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま

第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われ
ます。以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようでございますので、質疑を終了いたします。

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に受付番号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地所在は神埼町〇〇 田2筆で、面積は5,565㎡です。

移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

売買価格は10a当たり〇〇万円取引されているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われ

ます。

以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようでございますので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。

(農政水産課入室)

議 長

別冊の議案第3号をご覧いただきたいと思います。

それでは、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課より1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課 (これより農政水産課より説明)

【議案第3号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の桑原と申します、よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお

開きください。

利用権設定関係総括表	利用権設定関係	
神埼町 新規 2件	再設定 5件	計 7件
内訳は 田 11筆	29,496㎡	
千代田町 新規 1件	再設定 1件	計 2件
内訳は 田 1筆	2,604㎡	
畑 1筆	113㎡	
計 2筆	2,717㎡	
脊振町 新規 2件		
内訳は 田 4筆	6,416㎡	
神埼市 合計11件		
内訳は 田 16筆	38,516㎡	
畑 1筆	113㎡	
計 17筆	38,629㎡	となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

それでは、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番、受付番号2番についてを審議いたします。

農政水産課、説明をお願いします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の2ページの神埼町 新規1番から2番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田3筆6,690㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かご質疑ありませんか。

異議がないようでございますので、質疑を終了します。

(異議なしの声あり)

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画 神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号5番までについてを審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町、再設定1番から5番までの申し出について説明します。設定する内容は、田8筆22, 806㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号5番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番について審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町、新規1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田1筆2, 604㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

はい、〇〇番「〇〇」委員

〇〇番 〇〇 委員

〇〇番の「〇〇」です。

利用権設定ですと2,604㎡となっておりますが、今、所有しているのが2,817㎡となっておりますけど、その数字の差はどういうことかな。

議 長

農林水産課お答えできますか。

農政水産課

申し訳ございません。現在、差については、ご説明できませんが、基本的には、こちらの〇〇様がお持ち土地の一部貸付けることとなります。くわしい詳細については、手元に情報がないので、申し訳ございませんがお答えできません。

議 長

「〇〇」委員さん只今の説明でよろしいですか。

〇〇番〇〇委員

はい、わかりました。

議 長

よろしいですか。他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑がないようでございますので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、5ページの農用地利用集積計画、千代田町 再設定の受付番号1番について審議いたします。

農政水産課から説明をお願いします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町、再設定、1番の申し出について説明します。

畑 1筆113㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

はい、〇〇番「〇〇」委員どうぞ。

〇〇番 〇〇 委員

名前の下の数字が同じなんですけど、どうかなと思ったものですから質問です。

議 長

農林水産課どうですか。

農政水産課

申し訳ございません。現況でご回答できませんので、後ほど確認して回答させていただきたいと思います。

議 長

はい、事務局どうぞ。

事務局

〇〇 さんの横に農業年金者受給者とございますが、〇〇 さんの息子様が〇〇さんです。ですので同一世帯内で農業者年金を受給するための使用貸借ございますので、農地の親子間での貸し借り、これが必要だから期限きたので更新をなされた事例であります。ですので経営面積が同一世帯で同じ数字がでてくる。ちょっとまぎらわしいかったかもしれませんが、そういうことだと思っております。

農政水産課の方いかがでしょうか。

議 長

はい、事務局

事務局長

私の方からですけど、これから採決するわけですが、数字については、採決に至るまでの経緯として明確に答えて頂きたいと思います。

要するに、利用権設定を受ける者、利用権設定する者の住所、氏名を記載した欄に面積が書いてありますが、現、所有面積なのか、そこは明確に答えて頂きたいと思います。

先ほどの前にも面積関係の質問がございましたけど、利用権を設定する者の面積が2,817㎡はどういうことですか、との質問もありましたが、議案書に記載してある数字が現所有の面積なのか、そこは明確に答え頂きたいと思います。

農政水産課

申し訳ございません。この数字については、ちょっと今現在、ご回答することができませんので、調べてから確認して回答させていただきたいと思います。

議 長

今の質問で数字的なことで確認とれますか。とれたら、今日のうちに後の方で再度審議したいと思いますけれども。

農政水産課

至急、今から確認ということですか。

議 長

できれば、確認をして頂いて、今日のうちに採決したいと思います。

事務局長

いいですか、議長

議 長

はい、事務局

事務局長

今、会長から回答されましたが、3号議案の利用権設定関係については、次の報告案件がありますので、今記載してある面積はなんなのか、そこだけ明確にしてもらえば結構ですのですぐに回答できるとかとは思いますが、いかがでしょうか。

農政水産課

申し訳ありません。すぐに回答できないので、確認してからは回答できると思います。

議 長

議事を進める中で最後の方でお答えできればそこで再度審議したいと思いますが、今のままでは、中途半端で採決に入れない状況です。

事務局長

よろしいですか。

議 長

はい、事務局

事務局長

私が言いたいのは、利用権を設定する者の面積、そこが今記載してある面積が現所有面積ということなのか、ということだけですので、このまま審議しますとゼロというのもあったと思います。2 ページの受付番号 2 番の利用権設定する者の〇〇さんの面積がゼロ、3 ページに記載してある受付番号 1 番の〇〇さんのところがゼロとなっておりますので、ちょっと数字もあいまいな部分がありますので。

農林水産課

今から確認させていただいてよろしいでしょうか。

事務局長

挙手をして、許可を受けてから回答してください。

それでは、3号議案については、報告1号の後に再度審議ということになろうかと思いますが、回答に時間に要するようであれば、まあ午前中には終わると思いますので、暫

時休憩という形になるとか思いますので、回答は挙手をしてからお願いします。

農林水産課

はい、議長

議 長

はい、農政水産課どうぞ

農林水産課

先ほど質問があった件については、至急確認して回答したいと思いますので、暫時休憩ということで時間を頂いてもよろしいでしょうか。

議 長

報告1号については、進めさせていただきたいと思います。

その間にできれば確認していただきたいと思います。いいですか。

議 長

それでは、農政水産課退席をお願いします。

(農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

1ページの受付番号1番から受付番号4番までについて、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたもの

について報告します。

1 ページに記載しております、受付番号 1 番から 4 番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。

以上です。

議 長

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの説明のとおりでございます。

議 長

先程の質問について、農政水産課に確認をとっておりますので、ここで暫時休憩をいたします。

(暫時休憩)

(休憩中の会議再会)

議 長

それでは、会議を再開いたします。

先ほど3点ほど数字が不明だということでございましたので、農政水産課、この3点について説明をお願いします。

農林水産課

説明をさせていただきます。まず最初に、この数字が何を表すかなんですが、該当者の方の世帯における神埼市内の現面積という形になります。

それでは、訂正させていただきます。

まず2ページの神埼町新規のページ、番号2番の〇〇様の分なんですが、こちらは神埼市外の方でして、こちらの土地は共有名義の土地でして、データの登録上は共有名義でされております。

只、今回代表として〇〇様が利用権の設定をされておまして、〇〇様単独でお名前を上げさせていただいております。ですのでゼロという数字がでてきてしまっており、正しい数字として2, 201㎡という数字がこちらに入る形になります。

つづきまして3ページの神埼町の再設定ですが、この番号の1番、2番、3番につきましては、こちらも標記誤りの形になっております。基本的に設定面積と利用権設定する者の

住所、氏名の下のところの面積を足した数字が本来の正しい数字になります。

ですので、〇〇 様に関しましては、2, 592㎡、〇〇 様に関しましては、6, 755㎡、〇〇 様に関しましては、3, 178. 57㎡という形になります。

つづきまして、番号5番の〇〇 様の分なんですが、こちらも数字が誤っております。こちらにつきましては、現在、登記されており、データが上手く反映されていなかったようです。ですのでこちらの設定面積6, 712㎡と3, 186㎡を足した9, 898㎡が正しい数字になります。

つづきまして、4 ページの千代田町新規分ですが、先ほどのご質問があった2, 817㎡と2, 604㎡、こちらの数字の差ですが、畑の213㎡をお持ちでしたが、利用権設定をあげられていなかったのが数字として入っていない形になります。

最後に5ページの千代田町、再設定の〇〇様の件に関しましては、先ほども質問がありましたが、世帯内での神埼の現面積になりますので、同じ世帯の方ですので同じ数字がでている形になっております。

訂正に関しましては、以上になります。

議 長

今の説明でよろしでしょうか。

5 ページについて質疑を再開します。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようでございますので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、千代田町 再設定分の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定をいたします。

議 長

次に、6 ページの農用地利用集積計画、脊振町 新規分の受付番号1番、受付番号2番についてを審議いたします。

農政水産課から説明をお願いします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6 ページの脊振町 新規1番から2番までの申し出について説明します。
田 4筆6, 416㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

はい、〇〇番「〇〇」委員どうぞ

〇〇番〇〇委員

〇〇番「〇〇」です。この方は佐賀市の〇〇の方からということで、面積がゼロとなっているので、まったく新規に就農される方ですか。

議 長

はい、農政水産課どうぞ

農産水産課

神崎市における就農は新規ですが、佐賀市の方での就農は現在確認がとれておりませんので、このような形でゼロと標記させていただいております。

議 長

はい、「〇〇」委員

〇〇番〇〇委員

農業委員会の役割の一つに、新規就農者のサポートや相談というのもあるので、脊振で新規就農となれば非常に珍しい事例なので、個人的にも知っておきたいと思い質問させていただきました。

議 長

今の質問の答えはどうか。

農政水産課

現在は確認できません。書類としては、受け取っておりません。

議 長

はい、〇〇番「〇〇」委員どうぞ。

〇〇番〇〇委員

〇〇番「〇〇」です。私が答えてよいですか。

紹介したのは、私でして、佐賀市で無農薬、無肥料というところで、野菜と稲を作っており、佐賀市で5反以上耕作されております。こちらに来て、オリーブを栽培したいからこの土地を貸してくださいとのことでした。

議 長

「〇〇」委員よろしいですか。

〇〇番〇〇委員

はい、わかりました。

議 長

他にございませんか。ないようですのでこれで質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画 脊振町、新規分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定をいたします。

議 長

以上で議案第3号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第8回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。

午前10時20分 閉 会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成28年 8月 4日

神崎市農業委員会

会 長 _____

〇〇番 委 員 _____

〇〇番 委 員 _____